

提供依頼書

年 月 日

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条の規定に基づき実施した健康診断結果に関し、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 27 条第 4 項及び同法第 7 条第 1 項に規定する医療保険各法の規定（以下「高確法等の規定」という。）に基づく全国健康保険協会京都支部（以下「京都支部」という。）への提供について、下記のとおり委託します。

- 1 健診実施機関は京都支部に対して、労働安全衛生法第 66 条の規定に基づき実施した健康診断結果のうち、受診年度において京都支部の被保険者資格を有する者の特定健康診査項目及び被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって京都支部が必要と認める情報（以下「事業主健診情報」という。）を提出すること。その際、京都支部が指定する形式で事業者健診情報を提供すること。
- 2 1 の提出を行う際に、健診実施機関は京都支部に対して、高確法等の規定に基づき、当事業所の委託を受けて事業主健診情報を提供することを伝えること。
- 3 本書については、次年度以降も効力を有すること。本書に基づく依頼を解除する際は別途連絡をすること。

事業 所 情 報	健康保険記号	
	事業所名	
	事業主名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当者名	

健診 実 施 機 関 情 報	健診機関名		
	所在地	〒	
	電話番号		
	健診受診月	月	受診人数